

設計書

市 長		副 市 長		部 長		課 長		班 長		檢 算		設 計	
-----	--	-------	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--

起 工 理 由	令和7年度 市単独事業 として起工する。		
業 務 番 号	07-CS-S07		
施 設 名	潟上市クリーンセンター(粗大ごみ処理施設)		
業 務 場 所	潟上市昭和大久保字大藤崎1番地		
履 行 期 間	自 令和7年10月1日 至 令和8年3月31日		
下半期アルミ売却(単価契約)		金 抜 設 計 書	
		此売却費	円 1kg当たり
物 品 売 却 概 要	1. アルミ	kg	36,880

物 品 売 却 内 訳 書

工 種 ・ 種 別 ・ 細 別	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
資源化物売却						
鉄くず等売却		式	1.00			
アルミ	プレス及び破砕	kg	1.00			
合計		式	1.00			
物品売却価格		式	1.00			
消費税相当額		式	1.00			
物品売却費計		式	1.00			

下半期アルミ売却（単価契約）仕様書

- 1 品名
アルミ
- 2 規格
プレス及び破碎処理
参考写真は、別紙1 参照
- 3 予定搬出量
約 36,880 kg
なお、この値は予定搬出量であり、数量に増減があった場合でも受注者は異議を申し立てないこととする。
- 4 契約期間
令和7年10月1日から令和8年3月31日まで
- 5 搬出場所
潟上市昭和大久保字大藤崎1番地（潟上市クリーンセンター粗大ごみ処理施設）
- 6 積込及び搬出可能日並びに時間帯
 - (1) 積込及び搬出可能日
原則、月曜日から金曜日まで（祝日を除く）
なお、営業日は、貯留容量（5 m³）を鑑み、週4回程度積込を行うこと。
 - (2) 時間帯
8時30分から16時30分まで
- 7 搬出用車両
アルミホップ排出口（2,400 mm×950 mm、H=2,500 以内、要現地確認）に適合するスクラップ等運搬用車両（脱着装置付きコンテナ専用車可）とする。
また、運転する際は免許の交付を受けたものが行うこと。
- 8 計量方法
処理施設の計量器（計量器積載面寸法 2,450mm×5,460mm、最大測定重量 15 t）による往路、復路の計量差とする。

9 契約単位

契約単位は1 kg当たりとする。

1 0 搬出実績の報告

受注者は回収したアルミの引渡し重量を月単位で集計し、翌月の5日（5日が休業日の場合は、その翌営業日）までに地域づくり課クリーンセンターに報告書を提出するものとする。なお、報告書は、業務終了後1年間保存するものとする。

1 1 提出書類

受注者は、契約締結後、最初の搬出日までに次の書類等を提出しなければならない。

- (1) 車検証の写し
- (2) 緊急時連絡網
- (3) 作業従事者名簿
- (4) その他発注者が提出を求めた書類

1 2 その他

- (1) 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡してはならない。
- (2) 受注者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令を遵守し業務に当たること。
- (3) 機械で除去できなかった混入物及び再資源化処理過程で発生した廃棄物については、受注者の責任において適正に処理すること。
- (4) 搬出物は、マテリアル原料としての目的以外に使用しないこと。
- (5) 受注者は、搬出作業時に施設及び設備に損壊等を及ぼしたとき、直ちに発注者に報告するとともに、必要な応急処置を講じ、受注者の負担で原状回復すること。
また、第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。
- (6) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議して定めるものとする。

No. 1



アルミ

プレス及び破碎品

(ホッパ内)

No. 2



アルミ

アルミ缶等

No. 3